

**平成26年度第3回新居浜市地域包括支援センター運営協議会兼
新居浜市地域密着型サービス運営委員会 議事録**

1 開催日時 平成27年1月29日（木）14：00～15：30

2 開催場所 総合福祉センター4階 研修室3

3 出席者

委員：浅井委員、大野委員、沖委員、岸委員、坂上委員、神野委員、土岐委員、西原委員、松井委員、山内委員、山本委員、渡辺委員（12名）

事務局：地域包括支援センター 所長・高橋、副所長・亀井、係長・佐々木、介護福祉課課長・藤田、副課長・村尾、主査・石井

4 会議内容

（1）会長、副会長の選出

（2）平成26年度の地域包括支援センター事業実施状況の報告について

（3）地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

（4）地域密着型サービス事業所の指定等について

（5）新居浜市指定地域密着型（介護予防）サービス基準条例の一部改正について

（6）その他

5 傍聴者 0人

6 議事録

所長	定刻となりましたので、ただいまから、平成26年度第3回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 兼 新居浜市地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。私は、新居浜市地域包括支援センター所長の高橋と申します。 はじめに、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方には、昨年12月の委員改選におきまして快く委員就任をお引き受けいただきまして、心よりお礼申し上げます。昨年の介護保険法の改正によりまして、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの一環として、地域包括支援センターにおいて、医療と介護の連携強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の制度化、生活支援の基盤整備等に取り組むこととなりました。また、地域包括支援センターは、「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」の中核機関としての役割を担っていきますが、委員の皆さんには、忌憚なくご議論いただければありがたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。なお、この会議
----	--

	<p>は公開会議といたしておりますので、ご了解をお願いします。</p> <p>さて、本日の会議は、委員改選後初めて開催される会議となりますので、新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条及び新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第5条により、委員の互選により会長、副会長が選出されるまでの間、新居浜市地域包括支援センター所長の高橋が会議の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、委員の皆様には、お席の方に委嘱状をお届けいたしておりますのでご査収願います。</p> <p>それでは、議事にはいります前に、本日ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。資料1の名簿の順にご紹介申し上げますので、どうぞ着席のままでお願ひいたします。</p> <p>『名簿の順に紹介』</p>
所長	<p>続きまして、事務局職員を紹介いたします。</p> <p>(職員自己紹介)</p>
所長	<p>新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条及び新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第6条により、委員数14人に対し、出席委員12名で、本日の会議は成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議題の(1)会長、副会長の選出に移らせていただきます。</p> <p>新居浜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条及び新居浜市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第5条により、会長及び副会長は委員の中から互選することとなっております。どなたか、ご推薦いただけますでしょうか。</p> <p>(事務局一任)</p>
所長	<p>事務局一任の声がありましたが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
所長	<p>それでは、事務局より提案させていただきます。会長は新居浜医師会の山内保生様に、副会長は新居浜市介護支援専門員連絡協議会の岸治代様にお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
所長	<p>ありがとうございます。それでは、会長、副会長、恐れ入りますが、前の席への移動をお願いいたします。</p>

	《席移動》
所 長	それでは、山内会長、岸副会長、就任のご挨拶をお願いいたします。 (あいさつ)
所 長	ありがとうございました。 なお、これから議事進行につきましては、山内会長にお願いいたしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。
会 長	それでは、引き続き、議事を進行いたしますが、委員の皆様の忌憚のない活発なご意見をお願いいたします。 まず、議題の（2）「平成26年度の地域包括支援センター事業実施状況の報告について」事務局から説明をお願いします。
事務局	「平成26年度の地域包括支援センター事業実施状況の報告について」 資料2により説明
会 長	ありがとうございました。ただいま事務局から「平成26年度の地域包括支援センター事業実施状況の報告について」についての報告がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。
委 員	資料に関して、質問をまとめた資料を配ってもいいですか。（配布） 議題を協議する前に、質問します。 一点目は本会の設置目的や過去の事業内容などを俯瞰的に把握する資料がなければこの組織の方向性などに共通認識を持てないと思います。新しい任期での大事な1回目の会議であり、委員の中には今回初めて委員として就任された方もいる。そもそも設置要綱何条のどんなことが書いてあるのかわからない中で会を進めていくのはよくないのでは。 二点目として、新居浜市にとってこの組織の位置づけはどういうものか。ここで協議する内容は、新居浜市における高齢者施策の非常に大事な部分を協議検討していくと考えている。たとえば新居浜市全体の大事な局面を協議するのであれば、ダイナミックな話ができるのかと思うが、そのあたりはどうですか。 三点目は、今回の資料の中に来年度の事業計画（案）の資料が無いのはなぜか。年間4回の開催を考えると今回は3回目、年度末の第4回目の最終会議で事業計画案を示されても、内容を協議する時間もなく、改善された計画を確認検討する時間を持ってない。第4回目の運営協議が、結果的に事業計画案をそのまま承認してしまうような会になることは良いとは思ないので、会議の進め方をどのように考えているのか。以上三点、委員の皆さんの中で共通認識を持っていただきたいので質問します。

会長	ありがとうございました。
事務局	<p>運営協議会については、委員の皆さんにはこの会議の趣旨をご理解いただき就任していただいていると思っております。</p> <p>包括支援センターの位置づけについては、資料3の条例制定議案でも運営協議会について触れていますが、改めて資料を用意して次回に説明させていただきたいと思います。</p> <p>来年度の事業計画についてですが、来年度の事業予算については先日22日に内示があり、ほぼ内容が確認できた状況であり、この資料作成時においては準備できない事情がありました。来年度の具体的な事業については次回に説明させていただきたいと思います。</p>
会長	ありがとうございました。
委員	<p>設置要綱については、委員の推薦団体に示されていると思いますが、資料が手元にあった方がいいのでは。それと包括支援センターの過去の実績や具体的な事業について資料2に記載されていますが、平成18年に包括支援センターが設置されてから今までに、どんな事業を、どれくらいの人数を対象に行ったのか例年資料としてまとめられていると思いますが、そういう資料を見ないことにはこれから先の協議がなかなか進まないと考えます。</p> <p>気になるのは、事業計画案についてであり、3月に会議を開き協議をしたところで、内容の練り直しを委員会が確認する時間的がないと思います。来年度以降は、せめて第3回目の時期に事業計画案を提示していくのが望ましいと思います。</p> <p>資料2の4の介護支援専門員へのサポートと書いてあるが、イメージがよくわかりません。少し実例を交えてわかりやすい個別具体的な事例があれば説明していただきたい。</p>
事務局	包括的継続的ケアマネジメント支援事業については、地域包括センターの主な業務の一つで、ケアマネージャーへの支援、また難しい困難事例等のサポートを行います。ケアマネージャーまたは利用者と関係する人達との連携を図るためのネットワーク作りも重要な役割の一つあります。
事務局	先ほど申し上げましたように、地域包括支援センターの必須業務の一つとして包括的継続的ケアマネジメント支援事業がありますが、包括的継続的ケアマネジメントができるよう支援していくことが包括支援センターの役割ということになります。実際に包括的継続的ケアマネジメントをするのは誰かというと、直接相談対応した介護支援専門員になると思いますが、介護支援専門員がそれぞれの事例において支援に困った場合に地域包括支援センターへ相談があり、地域包括支援センターが適切な支援を行うことによって継続的なケアマネジメントが行われていくことになります。この支援には、継続的な支援ができるような環境作りと、個人の力量を上げていくという

	<p>二つの役割があります。環境作りという面においては、例えばケアマネジメントをする際に医療機関との連携が必要であったり、介護サービス事業者やその他の関係機関との連携が必要であったり、あるいは社会資源の把握が必要だったりすることがあります、連携を図る中でさまざまな障壁を乗り越えられるように支援することが大切と思っています。それから介護支援専門員という一つの職能団体を考えたときに、その団体がうまく機能するよう介護支援専門員同士のネットワークづくりが支援ということになると思います。具体的にいいますと、新居浜市においては新居浜市介護支援専門員連絡協議会が一つの介護支援専門員の職能団体になっており、その活動の支援をすることが地域包括支援センターの役割になっています。介護支援専門員の実践力を向上させていくという点においては、地域包括支援センターが毎年研修会を主催しています。今年度も2月17日に研修会を開催する予定にしており、その時々の問題に触れる内容をテーマに取り挙げて研修会を開催することで、介護支援専門員の資質の向上を図り、包括的継続的ケアマネジメントの環境整備を行っています。もうひとつ機能は、介護支援専門員のサポートになりますが、先ほど申し上げましたように個々の難しい事例に相談対応していくことになります。そういうことを念頭に踏まえて、この事業を見ていただければと思います。</p>
委 員	<p>相談する側から言いますと、ケアマネージャーが困難事例を持った時に、地域の方にお手伝いをしてもらいたいとか、自治会長に相談してみたいというときに、地域包括支援センターやブランチの方に繋いでいただき、徘徊の心配や虐待の疑いがあれば様子を見守りしてもらえないかお願いすることができます。そのように連携しながら、ケアマネージャーとしていろいろ学んでいくことがあります。一例ですが、その様な支援を頂いております。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
委 員	<p>続けて質問します。介護支援専門員に対して例えば成年後見制度の啓蒙啓発活動をどの様に取り組んでいるのか教えてください。介護保険制度と成年後見制度は、車の両輪と言われてきた経緯があります。にもかかわらず制度の認知度には大きく差が開いている感じがしております。どのように介護支援専門員に対して制度の周知を図っているのか教えていただきたい。</p> <p>次に、資料2の4の包括的継続的ケアマネジメント支援事業について、この内容の一部には、新居浜市介護支援専門員連絡協議会の事業が書かれているが、あくまで別組織であるということを考えると、包括支援センターの実施している事業と記載するのはおかしなことであり、総会及び講演会各部会による研修会等開催は、包括支援センターが行ったのではなくて介護支援専門員連絡協議会が行ったものだと思います。地域包括支援センターが行った内容を書くべきだと思いますが、包括支援センターとしてどうお考えなのか。</p>

事務局	介護支援専門員連絡協議会と地域包括支援センターの関係から説明します。包括的継続的ケアマネジメントの環境整備の一環として介護支援専門員同士のネットワークの構築支援を行っており、介護支援専門員連絡協議会は市とは別に独立した職能団体ですが、地域包括支援センターが事務局として運営を支援し、総会や講演会についても協働して実施しております。各部会の研修会開催についても、地域包括支援センターの職員が参加しており、一緒に協議を行っています。地域包括支援センターの業務の一環として事業報告することに違和感はないと考えています。
会長	よろしいでしょうか。
委員	納得できません。例えば私が属している組織では、愛媛県と協力していろんな事業を推進しているが、それは職能団体がやっていることであって、県の実績と捉えられると困ります。県はあくまで協力している関係にしかすぎません。新居浜市の地域包括支援センターと介護支援専門員連絡協議会との関係はあくまで協力機関だと思いますが、実績としてここに挙げるのは違う気がします。別々の組織ですから、地域包括支援センターの事業のみ報告した方が、誤解がなくていいかと思います。
委員	やはり行政としてやっているのであって、お互いが協力して実施しているのだから、これでいいのではないかと考えます。
委員	あまり地域包括支援センターを別と考えてしまうと、なかなか行政としても進まない。そのところは協力して進めてもらいたい。
会長	地域包括支援センターの支援業務には重要な役割があるので、事業を報告する際になかなか難しいことがあると思いますが、今後検討していただくということでよろしいでしょうか。
会長	過去の事業実施状況ですが、議事録は市役所のホームページに平成18年度から掲載されているので、一度ご覧になっていたいたらと思います。 それから、事業計画案については予算が出来てからでないと示されないということでしょうか。
事務局	事業計画案については、予算の裏付けがともないます。事業費など具体的に示せないところがあります。
委員	具体的に検討する時間が必要ということであれば、いつ頃であれば提示できますか。
事務局	予算がともなう事業については、3月議会の承認を得てからということになるので具体的な事業計画案は3月末になります。

会　長	わかりました。他に何かご意見ございませんでしょうか。
委　員	<p>事業実施状況報告の3の介護支援ボランティア事業について、ポイント制度とありますか、ポイント付与はどのような内容ですか。予算と実績についても伺います。</p> <p>全国の各地に、ボランティア活動に対するポイント付与制度はたくさんあります が、個人に与えるポイントがだいたい年間50ポイントまでで、金額的には五千円が 上限ということをよく聞きます。新居浜市全体からすると、登録人員が72名です から少ないと感じますが、まだスタートして間もない状況ですがどうなっているか教 えてください。</p>
事務局	<p>介護支援ボランティア事業については、平成26年10月から広報活動等を始めて 11月からボランティアの登録を開始しました。12月末現在で72人の登録者です が、これから徐々に増加していくと思っています。ポイント換金制度については、他 市の制度を参考にしました。ボランティア1時間につき1ポイント付与し、一日に2 ポイントまで、換金は1ポイント百円で、50ポイント五千円を上限としています。 ポイントの換金は次年度の予算で支払われる所以、実績はまだ出ていませんが、平成 27年度の予算で、平成26年度の登録者100人を見込んで50万円としています。 今後の予定ですが、今は施設でのボランティアをポイント付与の対象としていま すが、在宅支援を活動対象に加え、ボランティア事業の拡充を図りたいと考えてい ます。</p>
会　長	よろしいですか。
委　員	はい。
会　長	他にご意見ご質問ございませんか。
委　員	介護支援専門員に対して、成年後見制度の啓蒙にどのように取り組んでいるのか、
事務局	<p>成年後見制度について各部会でテーマを挙げて学習をしていますが、介護支援専門員 全員になると不十分かもしれません。成年後見制度に限らず、様々な制度の改正など、 介護支援専門員として知っておかなければならることは、機会をとらえて学習会し ており一生懸命やっているところです。</p>
委　員	逆にお聞きしたいのは、介護支援専門員のどんなところが足りていないか問題提起 をしていただいた方が、私たちはそれに焦点を絞って研修内容をもう少し精査してい くことも出来ると思うので、是非逆にご提案ください。
会　長	ほかにございませんでしょうか。無いようなので、それでは、次に、議題（3）の 「地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定」につい

	て、事務局から説明をお願いします。
事務局	「地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定」 資料3により説明
会長	ありがとうございました。ただいまの事務局から「地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定」について報告がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。
委員	人員基準について、員数については原則としてありますから、この通りの条文が入ると思いますが、専門職種については、保健師その他これに準ずる者というのが三項目あります。その他これに準ずる者とはどういう人になりますか。
事務局	それについても基準が示されていますが、手元に資料が無いので次回に資料を提出させていただきます。
委員	資格とすれば、きちんとした示されたものという捉え方でいいのですか。
事務局	社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等で業務経験が5年以上などと基準が定められています。
会長	後日、次の会でまた示していただければと思います。 それでは、次に、議題の（4）「地域密着型サービス事業所の指定等」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	「地域密着型サービス事業所の指定等」 資料4により説明
会長	ありがとうございました。ただいま事務局から「地域密着型サービス事業所の指定等」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。
委員	通所介護の事業所が認知症対応型の通所介護に移行する、転用するというケースが見受けられるだろうということですが、事業計画案では決定していませんが4ヶ所の指定という案だったと思います。それ以上転用したいという事業所が出た場合どうなるのか教えていただけますか。
事務局	認知症対応通所介護におきましては、適切な基準上の申請が提出されれば、最終的には拒否するのは難しいと考えております。第6期の計画4施設というのがあくまでも補助金を付けて整備を行うという事業所数と考えておりますので、例えば、4事業所の整備の公募の時期までに2事業所、すでに指定した場合には公募する事業所数を

	2施設にしたいと考えております。それ以上に補助金は希望しない申請が出てくるのであれば、それについては適切な申請がなされ基準上問題なければ指定せざるを得ないと考えております。
委 員	はい。わかりました。
委 員	定期巡回・随時対応型と夜間対応型訪問介護の2施設については圏域によってはまだ指定されてない圏域がある。おそらく公募してもなかなか手を挙げる所がないということなのでしょうけど、引き続いて公募して増やす予定なのか。それからグループホームについては30施設あるが、これ以上増やす予定はないのか。
事務局	定期巡回・随時対応型につきましてはまだ決定はしておりませんが、第6期計画におきまして2施設の整備を計画しております。夜間対応型訪問介護と、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）につきましては、第6期計画中の整備計画はありません。
委 員	はい。ありがとうございました。
会 長	ほかに何か意見ございませんか。 それでは、議題（5）「新居浜市指定地域密着型（介護予防）サービス基準条例の一部改正」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	「新居浜市指定地域密着型（介護予防）サービス基準条例の一部改正」 資料4により説明
会 長	ありがとうございました。ただいま事務局から「新居浜市指定地域密着型（介護予防）サービス基準条例の一部改正」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。
委 員	小規模の通所介護を地域密着型に移行するとありましたが、それはいつですか。
事務局	平成28年度の移行になりますので、来年度の条例改正で対応したいと考えております。
会 長	ご意見ご質問ございませんか。 ないようですので、それでは、最後に、「その他」として、事務局から何か報告等ありますか。
事務局	特に連絡事項はありません。次回の開催にあたりましては3月を予定しています。また日程調整をさせていただきましてご連絡させていただきたいと思っています。

会長	他に何か特にありませんか。
委員	確認ですが、事業計画案の協議について、来年度に向けてどうするのか、どういうタイムスケジュールになるのかもう一回だけ説明してもらえますか。引き続き4回目で案が示されて承認ということにこのままなってしまう危機感を持っており、どうなるのか。
事務局	予算を伴って事業を計画する中で、いろいろなやり方とか運用の仕方とか、ご意見があればいろいろ検討はできると思います。
委員	事業計画があつて予算を要望するのであって、新しい事業などを検討し、来年度の予算を要望し進めるべきと考えます。
委員	私の認識ですが、基本的な介護保険事業計画については、高齢者保健福祉推進協議会があり、そこで審議を頂いて介護保険及び高齢者福祉計画が策定されると思っている。地域包括支援センターの事業については、当然この運営協議会の意見を踏まえないといけないというのはわかるが、基本的な事業計画の策定はこの協議会では行っていないと認識しています。
事務局	<p>委員が言られた様に、基本的には介護保険事業計画というのは3年に一回見直しが行われ、当然その中に包括的支援業務をはじめ地域支援事業の計画が盛り込まれています。高齢者保健福祉計画推進協議会にはかり計画が策定されると、地域包括支援センターが実施する事業の基本理念や重点目標となります。</p> <p>具体的に地域包括支援センターが実施する地域支援事業等の内容については、地域包括支援センター運営協議会において意見や助言をいただき、市の基本計画である介護保険事業計画を踏まえて進めていくことになると考えています。</p> <p>実際には新居浜市の当初予算というのは、10月になると来年度当初予算の作業に入ります。半年前からその作業に入っていくということなので、それまでに重要事業や新たに取り組む事業など、介護保険事業計画を具体化する事業について意見を聞き最終的には市が判断することになると思います。スケジュール的になかなか9月末までに、来年度事業計画案を示すのは難しいところがあります。</p> <p>運営審議会の意見をもとに予算要望し、事業に反映させる形でスケジュールを考えていけたらいいと思いますが、3月の運営協議会は、決定した事業計画の報告になると思います。</p>
会長	その上でご意見いただいて反映させるということですので、この協議会はあくまで意見を述べるという会になりますので、その点ご理解いただけたらと思います。
事務局	前回の会議で議題とした、新しい総合事業については、27年度からの開始ですが、準備段階を経て29年4月に移行する予定です。

会長	ありがとうございました。定刻をだいぶ過ぎておりますのでここで終了にしたいと思います。それでは、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。長時間にわたりまして、熱心にご協議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。
----	--